

仕 様 書

1 事業名

無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業②

2 目的

無形文化財・選定保存技術を一般県民に広く周知し、理解を深めてもらうために、映像と写真による記録を行い、芸術家村での展示及び教育素材、郷土学習の教材等に活用し、併せて技術の継承・普及を図る。また、撮影した全ての映像及び写真は整理を行い、アーカイブとして保存する。

3 事業概要及び成果品

- ①以下の2件について、映像（本人インタビュー含む）と写真を記録し、広報番組（30秒及び約3分）を編集する。
 - ・日本刀製作技術　　・・・月山　　清（県指定無形文化財）
 - ・日本刀製作技術　　・・・河内　道雄（県指定無形文化財）
 - ②映像撮影は各7日以上、写真撮影は各4日以上であること。
 - ③メインのビデオカメラは必ず業務用カメラを使用し、映像の画質はハイビジョンデジタルデータ1920×1080以上で収録すること。
 - ④スチールカメラは一眼レフ以上であること。
 - ⑤映像撮影は、現場監督（ディレクター）1人、カメラマン1人、照明・音声マイク1人を1日の最小人数とすること。
 - ⑥スチールはプロの専門のカメラマンが撮影し、4日のうち最低1日は照明等の助手1人を手配すること。
 - ⑦撮影前の準備として、撮影者（ディレクター及びプロデューサー等）・撮影対象・文化財保存課による工程確認のための打合せを行うこと。
 - ⑧撮影計画を立て、スケジュール管理、シナリオを作成すること。
 - ⑨適時、撮影対象に関する資料（報告書・研究書・映像）の収集、取材調査を行い、撮影・編集に取り入れること。
 - ⑩映像は、テロップ（字幕スーパー）付きの30秒及び約3分の広報用映像に編集の後、DVDオーサリングをして、DVD1枚（日本語テロップ版）を成果物として納品する。
 - ⑪撮影した全ての映像と写真は簡単な整理（日付・時間・場面名等）の後、デジタルデータは元データ及び県が指定した形式（例えば映像ならMPEG4形式等）に変換したデータを記録保存用デジタルデータとしてポータブルの外付けハードディスクに収録して納品する。
 - ⑫監修は奈良県教育委員会事務局文化財保存課とすること。
- ※なお、映像は平成32年度にナレーション、テロップ入りの約30分の普及用映像として編集予定。

4 著作権等

受託者は、成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）等を成果物の引渡し時に奈良県に無償で譲渡すること。